

第 4 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 10 日（金） 13 時 56 分～14 時 38 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（18 名）

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 1 番委員 | 三 浦 勝 志 | 2 番委員 | 齋 藤 美也子 | 3 番委員 | 對 馬 忠 法 |
| 4 番委員 | 古 川 榮 | 5 番委員 | 工 藤 守 | 7 番委員 | 今 井 文 雄 |
| 8 番委員 | 大 川 哲 彌 | 9 番委員 | 花 田 良 造 | 10 番委員 | 工 藤 正 |
| 11 番委員 | 丹 代 純 嗣 | 12 番委員 | 葛 西 雅 博 | 13 番委員 | 今 井 龍 美 |
| 14 番委員 | 柴 田 博 明 | 15 番委員 | 桑 田 久 毅 | 16 番委員 | 小山内 知 寛 |
| 17 番委員 | 三 浦 良 孝 | 18 番委員 | 山 口 知 治 | 19 番委員 | 長 尾 浩 |

4. 欠席農業委員（1 名）

| | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|
| 6 番委員 | 高 井 美奈子 | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

| | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 平賀-1 | 赤 平 和 総 | 平賀-2 | 阿 部 功 | 平賀-3 | 七 戸 茂 春 |
| 平賀-4 | 齊 藤 嗣 郎 | 平賀-5 | 谷 川 一 雄 | 尾上-1 | 小 野 良 |
| 尾上-2 | 葛 西 均 | 碓ヶ関 | 平 山 純 一 | | |

6. 出席事務局職員（5 名）

| | | | | | |
|------|---------|--------|---------|----------|---------|
| 事務局長 | 小笠原 健 | 事務局長補佐 | 佐 藤 満 徳 | 碓ヶ関支局長補佐 | 福 士 鉄 也 |
| 主査 | 谷 川 智 也 | 主事 | 坂 口 由香里 | | |

7. 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案 審議

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 13 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について

議案第 14 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 10 号 使用貸借合意解約書の受理について

8. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 14 時 00 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 4 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、坂口主事の出席を求めました。
書記には、佐藤事務局長補佐を採用いたします。
日程第 1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7 番今井委員、8 番大川委員の両名にお願いいたします。
日程第 2、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
日程第 3、本日の議案は、お手元に配布しております議案第 10 号から議案第 14 号までの 5 件、ほかに報告が 4 件でございます。
なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
それでは、議案審議に入ります。
まず、議案第 10 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川

1 ページをご覧ください。
議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地

法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1農地法第3条調査書、別添2売買価格一覧、別添3関連案件一覧と併せて、2ページをご覧ください。

所有権移転については、13番から17番までが経営拡大、18番が義父から受贈、19番が叔母から受贈、20番が新規就農です。

件数は8件、面積22,185平方メートル、田7筆11,001平方メートル、畑9筆11,184平方メートルとなっています。

次に、5ページ、使用貸借権設定については、6番が新規就農です。

件数は1件、面積6,639平方メートル、地目は全て畑です。

今回、申請のあった案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

12番葛西委員

12番葛西です。所有権移転の整理番号20番について、地元なので確認したいと思います。新規就農ということなので何を作ろうとしているのか、機械類は所有しているのか、その辺を確認したいと思います。

谷川主査

整理番号20番の新規就農者ですけれども、こちらはまだ具体的な作物の計画まではいっていないのですけれども、実験的に、まずはかぼちゃから始めたいということです。全部の面積をいきなり耕作するというのは難しいという考えでありまして、一部分から始めて、徐々に拡大していきたいということを確認しております。

12番葛西委員

新規就農ということなので、農業で生活をしたいという気持ちでやるのであれば、徐々にやるという中途半端な考えで受けても良いのかどうか、疑問に思うのですけれども。

谷川主査

こちらの新規就農者ですけれども、会社の経営者であり、兼業ということになります。本来の事業の傍ら、農業の方も拡大していきたいということでありました。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

尾 - 1 小野推進

尾上1の小野です。所有権移転の整理番号13番から16番の譲受人

| | |
|------------------|--|
| 委員 | について、こちらは当該農地付近の医療法人の関係者ですか。 |
| 谷川主査 | そうです。施設関係者の方で間違いありません。 |
| 尾 - 1 小野推進 委員 | この方の旦那さんになると思うのですが、前に農業法人を立ち上げていなかったでしょうか。 |
| 谷川主査 | すみません、旦那さんが農業法人を立ち上げていたかどうかについては調べておらず、申し訳ありませんがわかりません。 |
| 尾 - 1 小野推進 委員 | 医療法人関係者ということで、今回取得する農地は医療法人関係のことで使用していくということになるのでしょうか。 |
| 谷川主査 | 今のご質問に対して、経緯も含めて補足説明させていただきたいと思います。今回の農地ですが、医療法人周辺の農地になるのですが、当初、譲受人の方でりんごを作付けし、作れなくなったらブドウ等を作付けするため買いたい、という相談がありました。これについては、事務局の方でも年齢のことや、りんご・ブドウを作付けするとなると技術や労力も相当必要だということが考えられますので、実際問題、本当に農業ができるのか、という疑問が浮かびました。農業委員会としても、りんご・ブドウではなく、野菜を作るよう指導しました。また、あくまでも譲受人本人が耕作することに対して許可を出すものであるため、庭木等を植えるのは絶対に許されず、全ての作業を従業員にやらせるということも許されない、そして許可後も定期的に事務局を含め現地確認を行うので、そのつもりで作業するように、という旨を伝えており、譲受人の方でもこれら全てに対し了承したということで、今回受け付けることといたしました。 |
| 尾 - 1 小野推進 委員 | わかりました。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。何か他にございませんか。 |
| | (「なし」の声あり) |
| 議長 | ないようですので、整理番号 13 番を除いて原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 |
| | (「異議なし」の声あり) |

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転 13 番は 10 番工藤委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、10 番工藤委員に退席を求めます。

(工藤委員 退席)

議長

それでは、13 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、13 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
10 番工藤委員の入室を許可します。

(工藤委員 入席)

議長

次に、議案第 11 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

6 ページをご覧ください。

議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 農地転用許可基準説明書と併せて、7 ページをご覧ください。

整理番号 2 番の申請地は、8 ページのとおり、平賀東小学校から東へ約 1.7 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は 9 ページのとおり転用者の息子の住宅用地の一部として活用するものです。

農地区分は別添 4 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 1 件、面積 26 平方メートル、地目は田 1 筆です。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 18 番山口委員、19 番長尾委員、疑問点等
がありましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 11 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおりに決定することに、ご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 12 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主事

説明の前に、資料の訂正がございます。

14 ページをご覧ください。整理番号 8 番の貸付人についてです。

「相続財産管理人」とありますが、「法定相続人」へ訂正願います。
それでは改めて説明させていただきます。

10 ページをご覧ください。

議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強
化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計
画を定めるため審議を求めるものです。

11 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 20 番から 24 番は全て譲受人の経
営拡大による売買です。

今回の件数は 5 件、面積 11,124 平方メートル、田 6 筆 8,762 平方メー
トル、畑 3 筆 2,362 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

次に 13 ページ、利用権設定についてです。

全て農地中間管理事業の一括方式による利用権設定です。整理番号 6
番および 7 番は借受人の経営拡大による貸借、整理番号 8 番および 9
番は再設定です。

今回の件数は 4 件、面積 19,990 平方メートル、田 13 筆です。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項の各要件を全て満たしております。

以上です

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、8番大川委員、9番花田委員、疑問点等がありましたらお願いします。

8番大川委員

特にありません。

9番花田委員

特にありません。

議長

それでは、議案第12号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第12号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第13号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補
佐

皆様のお手元にあります、別綴り資料の内、議案第13号と書かれたものをご覧ください。

1ページをご覧ください。

議案第13号、令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、このことについて、平成21年1月23日付20経営第5791号農林水産省経営局長通知「農業委員会の適切な事務実施について」により、農林水産省へ報告を求められたので審議を求め
るものです。

農業委員会の点検・評価および次の議案第14号の最適化活動の目標設定につきましては、農業委員会がどのような活動を行っているかを毎年、ホームページ等で公表することになっています。

それでは、令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、今年の活動計画に対する実績を踏まえまして、簡単に説明いたします。

2ページをご覧ください。

I 「農業委員会の状況」については、今年の活動計画と同じ数字です。説明を省略します。

次に3ページをご覧ください。

II 「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積目標面積2,774ヘクタールに対し、集積実績は2,827ヘクタールとなり、令和2年度と比較して156ヘクタールの増、達成率は101.9%となりました。

あと、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。次の3「目標の達成に向けた活動」の活動実績の欄の文末にある「【詳細は別添資料を参照】」とありますが、この部分は削除させていただきますので、ご了承ください。

次に4ページをご覧ください。

III 「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、令和3年度の参入目標「7世帯、8.2ヘクタール」に対し、実績は「9経営体、7.0ヘクタール」となりました。達成率はそれぞれ128.6%、85.4%となります。

次に5ページをご覧ください。

IV 「遊休農地に関する措置に関する評価」について、解消目標6.1ヘクタールに対し、解消した面積は0.7ヘクタールとなり、達成率は11.5%となりました。

なお、資料には記載がございませんが、令和3年度に新規発生した遊休農地は1.0ヘクタールであり、実質的には0.3ヘクタールの増となっております。

次に6ページをご覧ください。

V 「違反転用への適正な対応」について、令和3年3月末で5.7ヘクタールあったものが令和4年4月末では5.3ヘクタールとなり、0.4ヘクタールの減となりました。

次に7ページをご覧ください。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務件数が171件、2の農地転用に関する事務が24件となりました。

次に8ページをご覧ください。

3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、令和3年度末で、32法人となりました。報告現状ですが、14法人が報告書を提出済み、3法人が休業中、残り15法人が次年度以降に報告となっております。

次に4の情報の提供等ですが、賃借料情報の調査件数は837件、権利移動等の件数が423件、整備対象農地面積が4,930.3ヘクタールとなりました。

以上が、令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評

価（案）であります。

なお、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。ただし、大きな修正等については、来月以降の総会で報告させていただきたいと思います。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 13 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、議案第 13 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補
佐

別綴り資料の内、議案第 14 号と書かれたものをご覧ください。

1 ページをご覧ください。

議案第 14 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、このことについて、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農林水産省へ報告を求められたので審議を求めるものです。

今読み上げましたとおり、農地利用最適化活動の推進については、令和 4 年 2 月の農林水産省経営局長通知により、大幅な見直しが行われました。この内容については、去る 6 月 3 日に行われた農地利用最適化推進会議において、県農業会議の相坂部長よりこと細かな説明をしていただきましたので、この場での説明は省略いたしますが、このことを踏まえた上で「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）」を簡単にご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。

I 「農業委員会の状況」についてです。今年度の委員改選に基づいた数値と令和 2 年（2020）年に実施された農林業センサスに基づいた数値を反映させております。

また、経営体数については、今回の目標設定の大幅な見直しを機に、

市農林課が県に毎年報告している「担い手の農地利用集積状況調査」に基づいた数値を反映させることといたしました。

下段の耕地面積については、直近の「耕地および作付面積統計」の最新値を反映させておりますが、この統計には普通畑・樹園地・牧草畑の数値が掲載されていないため、畑の内訳面積は未記入としております。

次に3ページをご覧ください。

Ⅱ「最適化活動の目標」の1の(1)「農地の集積」についてですが、今回の大幅な見直しにより、農地集積の目標設定方法が変わります。

農林水産省経営局長通知によると、各市町村の農業委員会で定めている「農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針」において、令和4年度以降の農地集積率が80%以上に設定している場合はその数値を目標に設定し、これに該当しない場合は、都道府県が定めた目標を設定することとしています。

当市の指針では、令和12年度末までの目標集積率を70%と定めているため、この数値は使用できません。よって、県で設定した目標を採用することになり、「青森県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」によると、県全体の目標集積率は「令和12年度までに集積率90%」としておりますので、この数値を採用することになります。

しかし、皆様もご承知のとおり、平川市は中山間地域や山間部を擁しており、樹園地も多いことから、集積率90%はほぼ無理であります。そこで、県農業会議と協議したところ、単年度ごとに設定する目標集積率は、その地域の現状に合わせた目標を設定しても構わないとのことでしたので、今年度については、達成可能な数値を設定することとしました。具体的には、令和3年度末での集積面積が2,827ヘクタール、集積率は55.0%となっておりますので、今年度の目標集積率は1.0%プラスの56.0%と設定し、ここから逆算して、新規の集積面積を51ヘクタール、今年度末の集積面積を2,878ヘクタールとします。

次に、(2)「遊休農地の解消」については、現在の遊休農地を令和8年度までの5年間で全て解消する目標を設定することとなり、平川市は現在6.4ヘクタールある遊休農地を5年間で解消するべく、単純に5で割った1.3ヘクタールを今年度の解消目標面積としております。また、前年度に新規発生した遊休農地については、その翌年度つまり今年度末までに全て解消する目標を設定するため、1.0ヘクタールとしています。

次に4ページをご覧ください。

(3)「新規参入の促進」については、これまで過去3年間の新規参入者数およびその経営面積の平均値を目標値としてまいりましたが、今回からは、平成28年度から30年度までの3年間における権利移動

発生面積の平均値を求め、その10%分を新規参入者の目標経営面積とします。ただし、この面積は、ここにも書かれていますとおり、「新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」であり、農地の賃貸借や使用貸借の契約を実際に交わしてなくても、将来的に農地の貸付を農地所有者と同意していれば良いというものです。

次に、2の(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、これは、先般の推進会議でも触れましたが、国から一人当たりの活動日数について、月10日以上を推奨されていますので10日とします。

(2)「活動強化月間の設定目標」については、先月の総会でも触れましたが、3ヶ月間を強化月間とするよう指示が来ていますので、当委員会では、毎年実施している農地パトロールに係る活動をもって、この強化月間とします。

(3)「新規参入相談会への参加目標」については、9月に行われるひらかわフェスタの農業委員会ブースを使って、新規就農者および新規就農希望者を対象とした相談窓口を開設することを目標とします。ちなみに、この目標については、窓口を設置することがメインで、実際に相談者が無かったとしても目標達成できることとなります。

次に5ページをご覧ください。

今回からの活動目標の設定では、農業委員・推進委員の個々の目標値を設定することになりました。次の6ページに各委員の個々の目標値を一覧にしたものがありますので、ご覧ください。

この数値は、各委員の担当区域ごとに農地面積を集計し、先ほど説明した目標集積率(56.0%)を基に計算した数値を記載しています。ご存じのとおり、複数の委員で担当地域が割り振られていますので、先ほどの新規目標集積面積と、この一覧表における目標集積面積の合計は合致しませんので、ご了承ください。

また、遊休農地の解消面積については、各担当地域に実際にある遊休農地の面積を基に割り振っております。ですので、割り当てた農地に遊休農地がない場合、「前年度新規発生分の解消面積」が0.0ヘクタールと書かれている委員の方もおります。また、新規参入希望者への目標農地面積は委員一律に1.4ヘクタールとしています。こちらを全部足すと、先ほど説明した面積よりも増えるのですが、あくまでも目標値でございますので、こちらは一律の数字を記載させていただきました。よろしく申し上げます。

以上が令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

なお、先ほどの議案と同様、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。また、

大きな修正等については、来月以降の総会で報告させていただきたい
と思います。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 14 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 14 号を原案のとおり決定することに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 4 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

15 ページをご覧ください。

報告第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理に
ついて、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しな
い権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

16 ページをご覧ください。

令和 4 年 4 月から令和 4 年 5 月までの 2 ヶ月間の相続による届出一
覧です。合計件数は 6 件、面積 16,907 平方メートル、田 4 筆、畑 9 筆で
す。

17 ページをご覧ください。

報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理につい
て、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意に
よる解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

18 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、12 番は 3 条の賃貸借権設定から農地中間管理機
構賃貸借へ切り替えるため、解約するものです。

件数は 1 件、面積 4,771 平方メートル、地目は全て田です。

19 ページをご覧ください。

報告第 10 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使
用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

20 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、3 番は子へ貸し直すため、4 番および 5 番は他者

に売買するため、それぞれ解約するものです。

件数は3件、面積9,001平方メートル、地目は全て畑です。

21ページをご覧ください。

報告第11号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項および第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

22ページをご覧ください。

整理番号1番は、5条の届出であります。届出地は23ページのとおりで、猿賀神社から東へ約300メートルに位置する農地です。土地利用計画は24ページのとおりで、転用目的は、普通住宅の建築です。ちょうど2筆分の面積を半分になるよう分筆した上で、普通住宅をそれぞれ1棟ずつ建築するものです。

今回の届出件数は1件、面積348平方メートル、地目は畑2筆です。以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第4回総会を閉会いたします。

[閉会 14時38分]